

令和 2年 6月16日

(株) 小泉組

小泉 智治 様

愛媛県知事 中 村 時 広



特定建設業の許可について (通知)

令和 2年 5月 26日付けで申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。

記

許可番号	愛媛県知事 許可(特-2) 第 402号
許可の有効期間	令和 2年 6月 16日から 令和 7年 6月 15日まで
建設業の種類	

大工工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業

左官工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 7年 5月 16日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)